

明治大学外国人留学生専用シェアハウス

「HIROKO House」の入居者募集について

国際教育センター

故小保内弘子情報コミュニケーション学部教授の御遺志を受け継ぎ、御親族の小保内俊雅様より、明治大学の外国人留学生（女子学生）を対象とした専用シェアハウスをご提供いただいております。

つきましては、入居者を募集しますので、入居を希望される外国人留学生の方は、入居を希望される方は、募集要項・物件概要・遵守事項等を確認の上、国際教育事務室までお申し出ください。

募集要項

1 入居条件など

(1) 対象者：

- 1) 明治大学に学位取得を目的として入学している外国人留学生（在留資格が「留学」であること）
- 2) 女子学生
- 3) 入寮ルール（別紙「入寮細則」）を遵守でき、ルームメイトと共同でシェアハウスの適切な自主運営ができる人。
- 4) 喫煙しない方が望ましい（建物内は禁煙で喫煙スペースはありません）

(2) 部屋数：全5室

(3) 物件詳細：「HIROKO House」物件概要をご確認ください。

(4) 遵守事項：別紙及び「入寮細則」を確認してください。

2. 申請手続き及び選考

(1) 申請手続き

- 1) 国際教育事務室への連絡
 - ・担当者から、空室の状況や物件の説明などを行います。
- 2) 申込み
 - ・「ヒロコハウス」入居希望申請書（別紙）をメールにて、国際教育事務室担当者宛てに提出して下さい。
 - ・書類審査の結果、国際教育センターが推薦を行い、面接審査に進むことが決定した方には、担当者から連絡があります。
- 3) 提出先：国際教育事務室（下記申請書提出先参照）

(2) 入居審査

- 1) 書類審査（国際教育センターによる推薦者の審査）
 - ・申請書類に基づき、入居審査を行う。
 - ・適格性、経済性
- 2) 面接審査（国際教育センターが推薦の上、オーナーによる面接あり）
 - ・遵守事項・入寮細則・重要事項説明書の確認
 - ・適格性、経済性の確認
 - ・協調性など

(3) 入居が決定した場合

- 1) 提出書類
 - ・「ヒロコハウス（仮）」入居にあたっての遵守事項（別紙2）及び「入寮細則」に自署サインしたもの
 - ・外国人登録証のコピー（窓口でご提示ください。事務室でコピーします）
 - ・銀行引き落としの通帳のコピー
- 2) 留学生住宅総合補償加入手続き
 - ・国際教育事務室の窓口にて、留学生住宅総合補償加入手続きを行ってください。
 - *留学生住宅総合補償の詳細は、本学ホームページをご確認ください。

以 上

<p>■本件問い合わせ先 国際教育事務室（駿河台） E-mail : isupport@mics.meiji.ac.jp 電話：03-3296-4488</p>

「HIROKO House」 物件概要 (2016年7月1日)

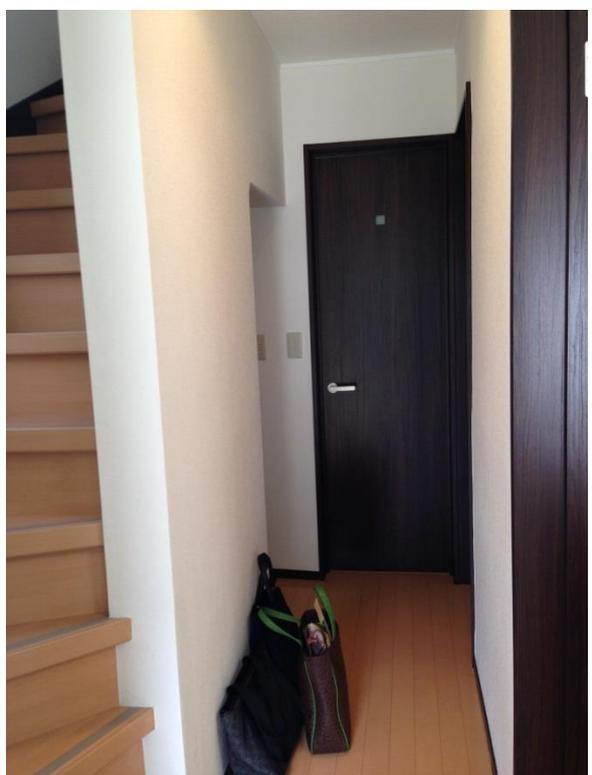
物件名	明治大学外国人留学生専用シェアハウス「HIROKO House」
住 所	東京都調布市深大寺東町6丁目26-39
家 賃	<p>■賃料 201号室 (6.3 m²) : 35,000 円 202号室 (5.6 m²) : 35,000 円 203号室 (5.4 m²) : 35,000 円 204号室 (3.0 m²+ロフト 7.8 m²) : 30,000 円 205号室 (5.4 m²) : 35,000 円</p> <p>■修繕積立金 : 5,000 円 ■共益費 (水光熱費込み) : 15,000 円 (例 : 205に入居の場合 35,000+5,000+15,000=月 55,000 円)</p> <p>■その他 入寮費 : 25,000 円 (入居時のみ) 保険代 : 5,000 円程度 (1年間, 毎年加入すること)</p> <p>■支払方法 初回 銀行振り込み 2回目以降 銀行引き落とし (次月分を前月末払い)</p>
建物構造	木造
階 数	2階建て (地下1階あり)
利用条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・机, 椅子, 冷蔵庫, ベッド, 冷暖房, 無線LAN完備です。 ・テレビなどは必要に応じて, 各自で購入してください。 ・住人同士のコミュニケーションを大切にしてください。 ・清潔な生活環境を保つことを心がけてください。 ・動物を飼育することはできません。 ・室内及び近隣は禁煙です。 ・共用部には, 私物をおかないようにしてください。 ・この他, 入居ルール (別添2「入寮細則」) を守れる方のみ入居できます。
共用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスペース (リビング・ダイニング・キッチン) (25.7 m²) ・トイレ2 ・シャワーブース2 ・洗濯機 ・洗面所 ・ロッカー (駐輪場内)

駐車場	なし
駐輪場	あり
地 図	※インターネットで各自検索してください。
交通機関	<p>■電車</p> <p>【JR中央線】 JR吉祥寺駅から京王バス約16分（諏訪神社下車徒歩6分）</p> <p>【京王線】 京王つつじヶ丘駅から京王バス約10分（西原下車徒歩10分）</p>
間取り図	別添のとおり。
居室内及び 近隣の様子	<p>■HIROKO House</p> 

■ 玄関



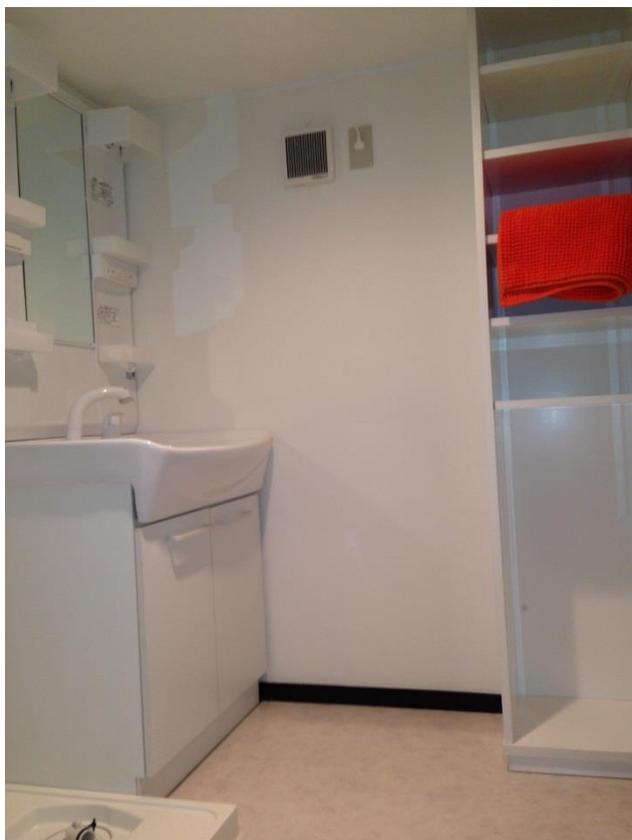
■ 玄関



■リビング・ダイニング



■洗面所



■シャワーブース



■トイレ（2階） * 1階にもトイレがあります。



■ 201号室



■ 202号室



■ 203号室



■ 203号室



■ 204号室



■ 204号室 (ロフト)



■ 205号室



■ 諏訪神社バス停前



■ 諏訪神社バス停前



■近くにあるスーパー（カネマン深大寺店：9:30-21:00）



近隣施設

コンビニエンスストア：諏訪神社バス停前セブンイレブン
スーパーマーケット：カネマン深大寺店（徒歩3分）
病院：杏林大学附属病院（徒歩13分）

「HIROKO House」入居希望申請書

申請日：20 年 月 日

氏名			
ふりがな			
所属	学部・研究科	課程・学年	課程・年生
学籍番号			
国籍		在留カード No.	
現住所			
連絡先	TEL		E-mail
保証人			
理由	■HIROKO House に入居を希望する理由。		
	■シェアをするにあたって、心がけたいと考えていること。		

「HIROKO House」入居にあたっての遵守事項

国際教育センター

(1) 入居にあたって

- ・ 住人同士のコミュニケーションを大切にしてください。
- ・ 清潔な生活環境を保つことを心がけてください。
- ・ シェアハウス内における貴重品・現金・私物の管理は、入居者個人の責任において行ってください。シェアハウス内における紛失、盗難に関しては、管理者及び大学は一切責任を負いません。シェアハウス内にいる場合でも、個室を出る際は、できるだけ鍵をかけるなどの対応をお願いします。

(2) 個室の利用にあたって

- ・ 個室の鍵を紛失した場合は、複製費を各自でご負担下さい。
- ・ 個室の清掃は、各入居者が行ってください。

(3) 共用スペースの利用にあたって

- ・ 共用スペースには、私物をおかないようにしてください。
- ・ 夜22時以降は、洗濯機を利用しないようにしてください。

(4) 「入寮細則」について

- ・ 別添の「入寮細則」を遵守してください。

以 上

入寮細則

入寮細則

HIROKO House は明治大学情報コミュニケーション学部の教授であった小保内弘子の遺志を継いで開設された明治大学留学生のためのシェアハウスです。生前、故人は経済発展理論の研究手法として様々な国に赴き多くの方々と交流することで研究を進めてきました。その結果、直接的な交流を通じた異文化相互理解なくして、多様な発展段階を網羅した共生世界の構築はなしえないという結論に到達したようです。HIROKO House はこの理念を実践し相互理解を促進するために活用することが望まれます。

この理念を実現するために以下の項目を順守してください。

1 入寮規定

入寮は明治大学に在籍している原則留学生とし、大学の推薦を得たもののうち HIROKO House の寮生としてふさわしいと認定されたもの。また、明治大学を卒業した後、就職活動を継続するために「特定活動（継続就職活動）」の在留資格に変更して日本滞在を延期する場合及び明治大学が実施する短期プログラムにより受け入れる外国人学生に関しては、明治大学との相談で入寮を許可する。

なお、大学の推薦があれば留学生以外でも入寮を許可する場合がある。

2. 入寮

- ・明治大学の学籍を有している間は寮にとどまることができる。また、就職活動を継続するために「特定活動（継続就職活動）」の在留資格に変更した者及び明治大学が実施する短期プログラムにより受け入れる外国人学生のうち、明治大学の推薦を得た者については、推薦時に定めた期間、寮にとどまることができる。
- ・入寮時には入寮規定に記された金銭を支払わなくてはならない。ただし、入寮月に関しては、在寮日数が 15 日未満の場合は半月を、15 日を超える場合は 1 か月分とする。
- ・入寮者は原則として留学生住宅総合補償に加入する。なお、入寮時もしくは入寮期間中に留学生住宅総合補償の加入ができなくなった場合は、入寮時もしくは留学生住宅総合補償の契約終了時に別途 2 か月分の保証金を支払わなくてはならない。
- ・保証金は退寮時に返還となるが、家賃を滞納した場合は保証金から清算とする。

3. 退寮

- ・明治大学の学籍を失った場合。また、「特定活動（継続就職活動）」の在留資格に変更した者及び明治大学が実施する短期プログラムにより受け入れる外国人学生のうち、明治大学の推薦を得た者については、入寮時に定めた期間を満了した場合。
- ・自らの意志で退寮する場合は、1 か月前に大学および Leibnizhouse に通告しなくてはならない。

- ・寮生としての品位に欠けるなど、適性を欠いた行為があった場合は通告の上退寮処分とすることがある。
- ・退寮が1か月前までに通告されない場合は、翌月分の賃料を払わなくてはならない。
- ・退寮月の賃料に関しては、在寮日数が15日未満の場合は半月を、15日を超える場合は1か月分とする。
- ・留学生住宅総合補償の加入ができない入寮生は、2か月間連続して寮費を滞納した場合は、退寮とする。

4. 寮生活

HIROKO House は自治を旨とするため細則は入寮生相互に話し合っ決めて、決定したらその規則に従わなくてはならない。しかし、以下のことに関しては予めルールとする。

- 1) 互いの生活習慣や宗教などは相互に尊重しなくてはならない。
- 2) 共有スペースは他の迷惑にならない様に利用しなくてはならない。
- 3) 共有物品は破損や汚染等起こらないように利用しなくてはならない。
- 4) 火災が発生しない様に細心の注意を払わなくてはならない
 - ・全館禁煙とする。禁煙は HIROKO House 敷地内および周囲の路上も含む。
 - ・キッチン以外で調理を行ってはいけない。
 - ・各居室においてローソクなど裸火を使用することは禁止する。
- 5) ペットなどの飼育は禁止する。
- 6) コミュニティスペースは交流の場として活用するため、私物を放置してはいけない。
- 7) 交流行事には極力参加して、相互理解に努めなくてはならない。
- 8) 交流のために寮生以外のコミュニティスペースへの立ち入りは大いに歓迎するが、寮生以外の宿泊は固く禁じる。
- 9) 交流のための催しは、近隣住民への迷惑がかからないように十分に配慮して実施してください。
 - ・大きな音が出る行為は禁止とする。
 - ・交流のための催しは 22 時までに終了しなくてはならない。
- 10) 地域住民に迷惑が及ばないようにしなくてはならない
 - ・ゴミ出しのルールは遵守すること。
 - ・自転車や私物等を路上に放置してはいけない。
- 11) Leibnizhouse への届け出事項
 - ・旅行等で一週間以上寮を留守するときには、メールをもって Leibnizhouse に届け出なくてはならない。
 - ・火災や事故など緊急の事態が発生した場合。
 - ・寮生が著しく体調を害した場合、気が付いたら届け出なくてはならない。

以 上